

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年2月16日（平成29年（行個）諮問第37号）

答申日：平成29年6月19日（平成29年度（行個）答申第46号）

事件名：本人が行った労働者派遣法違反の申告に係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成24年特定月日X付けで私が提出した安衛法等での是正申し立ての申告書（添付資料（略））に対し、平成26年特定月日Y及びZに、福島労働局から、特定事業場A、特定事業場B、特定事業場C、特定事業場D、特定事業場Eの5社に対して行われた是正指導に関する、調査結果復命書、聴き取り書、是正指導書、勧告書など一切の資料」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、福島労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年10月3日付け福島労発安1003第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

処分庁の行った部分開示決定を取消し、不開示部分の開示を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び第7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 2 理由

##### （1）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派

遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）49条の3に基づき、審査請求人が行った相談及びその処理に係る文書で、別表に掲げる文書番号1ないし8の文書（以下、第3においては「対象文書」という。）である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号

対象文書1, 4, 6及び7の不開示を維持する部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる職氏名が含まれており、当該部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ

対象文書1, 2, 4及び6ないし8の不開示を維持する部分には、調査対象事業所（以下「特定事業所」という。）に関する情報及び特定事業所に対する労働局の対応に関する情報が含まれており、これらの情報が開示された場合、当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き

対象文書1及び6ないし8の不開示を維持する部分には、特定事業所の調査対象者から聴取した内容、調査において特定事業所が明らかにした実態、審査請求人からの相談に係る労働局の調査結果及び対応方針等が記録されており、これらの情報は、労働局の指導監督により明らかとなった具体的な記述であり、これらの情報が開示されると、国の機関が行う検査・指導に関する事情聴取、実態確認のために必要な資料等の調査手法・実施状況等が明らかになるおそれがあり、それらを基に、今後、当該事業主以外の調査対象となる事業主が法令違反の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがある。

また、これらの情報には、特定事業所が労働局との信頼関係を前提として、労働局に対して誠実に特定事業所の実態等を明らかにした情報も記載されている。これらの情報が開示された場合には、特定事業所はもとより他の事業所との信頼関係についても失われ、今後、事業主からの関係書類の提出や情報提供にも支障が生じるおそれがある。また、関係書類の隠匿を行うなど、国の機関が行う検査・指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

対象文書1の新たに開示する部分については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「福島労働局長の行った部分開示決定を取消し、不開示部分の開示を求める」としているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示・不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち、上記2(3)に掲げる部分を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年2月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月9日 審議
- ④ 同年5月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成24年特定月日X付けで私が提出した安衛法等での是正申し立ての申告書(添付資料(略))に対し、平成26年特定月日Y及びZに、福島労働局から、特定事業場A、特定事業場B、特定事業場C、特定事業場D、特定事業場Eの5社に対して行われた是正指導に関する、調査結果復命書、聴き取り書、是正指導書、勧告書など一切の資料」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書1ないし文書8に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号柱書きの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、諮問に当

たり、一部を新たに開示することとするが、別表の4欄に掲げる部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 別表の5欄に掲げる部分について

#### ア 通番1及び通番14

当該部分には、特定事業所に対する労働局の対応及び方針等が記載されているが、原処分で開示されている情報から推認できる内容であり、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報ではなく、かつ、これを開示しても、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様の理由により、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働局が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番2

当該部分は、特定事業所が提出した審査請求人に係る資料であるが、原処分で開示された審査請求人の申告書の記載等から、本件対象保有個人情報が記録された文書に当該資料が含まれていることが推認でき、かつ、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番10

当該部分は、原処分で開示されている部分から、厚生労働省職員の割印であると認められる。

印影は法14条2号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、職務の遂行に関する情報に含まれる氏名に相当し、これを開示しても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、同号ただし書イに該当する。また、これを開示しても、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当

な利益を害するおそれがあるとは認められず、国の機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の不開示部分について

ア 法14条2号該当性について

通番1の11頁2行目ないし7行目、11頁ないし13頁の枠外、14頁21行目、16頁2行目ないし7行目、19頁13行目、20頁5行目及び6行目並びに21頁5行目及び6行目、通番6の153頁2行目ないし4行目、通番7の156頁2行目ないし7行目並びに159頁13行目、通番8の160頁2行目ないし7行目、160頁ないし163頁の枠外並びに164頁10行目、通番9の165頁2行目ないし6行目並びに166頁11行目、通番10の167頁2行目ないし7行目並びに172頁17行目、通番11の174頁4行目及び5行目、通番12の176頁5行目及び6行目、通番13の177頁5行目及び6行目、通番15の183頁2行目ないし7行目、183頁ないし185頁の枠外並びに186頁21行目、通番16の188頁2行目ないし6行目、通番17の193頁ないし196頁の「受領者職名」欄及び「受領者名」欄並びに通番18の197頁の「受領者職名」欄及び「受領者名」欄の不開示部分は、審査請求人以外の第三者の職氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、署名、印影等であり、それぞれ一体として、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条3号イ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

(ア) 通番2

当該部分は、特定事業所が労働局に提出した当該事業所の内部情報等が記載された文書であるところ、当該事業所からこれらの文書が労働局に提出された事実自体が、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番4

当該部分は、審査請求人が提出した資料に、労働局職員が、調査に必要な特定事業所の情報を記載したものであって、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(ア)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番17ないし通番19

通番17の193頁ないし196頁「法条項」欄、「違反事項及び是正のための措置」欄、「指定期日」欄及び「受領年月日」欄、通番18の197頁「措置の必要性」欄、「措置の内容」欄及び「受領年月日」欄並びに通番19の「指摘のあった事項」欄、「是正年月日」欄、「是正状況(どのように是正したか)」欄の内容部分及び労働局の受理日は、特定事業所が労働局から指導を受けた個別具体的な法令違反・指導等の内容、是正期限及びその是正内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、上記(ア)と同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番19の社印について

当該部分は、特定事業所の印影であり、文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、かつ、それにふさわしい形状をしていると認められ、これが開示されると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条2号及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書き該当性について

(ア) 通番1の1頁ないし10頁の不開示部分は、特定事業所の調査結果に基づく労働局の対応に係る検討内容等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働局の調査手法及び対応方針等が明らかとなり、労働局の行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥

当である。

(イ) 通番1の11頁ないし22頁及び通番6ないし通番16の不開示部分(上記アを除く。)は、審査請求人以外の第三者から聴取した内容、聴取年月日等であり、上記(ア)と同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条2号及び3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名及び頁			2 新たに開示する部分	3 通番	4 不開示を維持する部分		5 開示すべき部分
番号	文書名	頁			該当箇所	根拠条文 (法14条)	
1	福島労働局が作成した文書（その1）	1～22	<p>・1頁下段の不開示部分（手書き部分内）のうち上から3行目ないし4行目</p> <p>・3頁の事項「6. 指導方法及び是正指導書等の内容」の2行目13文字目ないし17文字目の不開示部分</p> <p>・5頁の事項「(2)」の12文字目ないし17文字目の</p>	1	左記（新たに開示する部分）以外の不開示部分	2号 3号イ 7号柱書き	2頁「1. 概要欄」6行目1文字目ないし15文字目及び8行目15文字目ないし9行目

			<p>不開示部分</p> <p>・ 6 頁の事項「3）」の22文字目ないし27文字目の不開示部分及び事項「(4)」の12文字目ないし2行目の不開示部分</p> <p>・ 7 頁の上から7行目の不開示部分</p>				
2	特定事業所が提出した資料	23 ～1 44	なし	2	全て	3号イ	90頁及び101頁
3	特定事業所が提出した資料	14 5	—	3	なし	—	—
4	開示請求人が提出した資料	14 6～ 15 0	なし	4	147頁中段及び148頁右側中段の手書き部分	2号 3号イ	なし
5	福島労	15	—	5	なし	—	—

	働局が 作成し た文書 (その 2)	1 及 び 1 5 2					
6	福島労 働局が 作成し た文書 (その 3)	1 5 3 ~ 1 9 2	なし	6	1 5 3 頁 2 行目 5 文字 目ないし 1 7 文字目, 3 行目 3 文 字目ないし 1 0 文字 目, 4 行目 3 文字目な いし 6 文字 目, 5 行目 7 文字目な いし 1 6 文 字目並びに 1 5 3 頁 7 行目ないし 1 5 5 頁 1 9 行目 (欄 外を除く)	2 号 3 号イ 7 号柱書き	なし
				7	1 5 6 頁 2 行目 3 文字 目ないし 4 行目, 5 行 目 3 文字目 ないし 1 4 文字目, 6 行目 3 文字 目ないし 1 3 文字目, 7 行目 5 文 字目ないし 1 8 文字	2 号 3 号イ 7 号柱書き	なし

					目, 8行目 7文字目ないし25文字目並びに 156頁1 1行目ないし159頁 13行目 (欄外を除く), 18 行目		
				8	160頁2 行目3文字 目ないし4 行目, 5行 目3文字目 ないし16 文字目, 6 行目3文字 目ないし1 6文字目, 7行目5文 字目ないし 18文字 目, 8行目 7文字目な いし26文 字目並びに 160頁1 1行目ない し164頁 10行目 (欄外の開 示部分を除 く), 15 行目	2号 3号イ 7号柱書き	なし
				9	165頁2	2号	なし

					行目 3 文字 目ないし 3 行目, 4 行 目 3 文字目 ないし 1 2 文字目, 5 行目 3 文字 目ないし 1 3 文字目, 6 行目 5 文 字目ないし 1 8 文字 目, 7 行目 7 文字目な いし 1 6 文 字目並びに 1 6 5 頁 9 行目ないし 1 6 6 頁 1 1 行目	3 号イ 7 号柱書き	
				1 0	1 6 7 頁 2 行目 3 文字 目ないし 4 行目, 5 行 目 3 文字目 ないし 2 5 文字目, 6 行目 3 文字 目ないし 1 5 文字目, 7 行目 5 文 字目ないし 1 8 文字 目, 8 行目 7 文字目な いし 1 6 文 字目並びに	2 号 3 号イ 7 号柱書き	1 7 3 頁 最上部

					167頁10行目ないし172頁17行目, 173頁		
				11	174頁「事業所調査報告書」の2行目4文字目ないし22文字目, 3行目4文字目ないし39文字目, 4行目7文字目ないし24文字目, 5行目5文字目ないし29文字目, 7行目ないし175頁	2号 3号イ 7号柱書き	なし
				12	176頁「調査報告①」の2行目, 5行目4文字目ないし6行目, 7行目4文字目ないし26文字目, 9行目ないし31行目	2号 3号イ 7号柱書き	なし
				13	177頁「事業所調	2号 3号イ	なし

					<p>「査報告書」の2行目、3行目4文字目ないし22文字目、4行目4文字目ないし27文字目、5行目7文字目ないし27文字目、6行目5文字目ないし23文字目、8行目ないし178頁</p>	7号柱書き	
				14	<p>179頁ないし182頁の標題並びに「聴取事項」欄、「陳述要旨」欄及び「その後の補足等」欄の内容部分</p>	<p>2号 3号イ 7号柱書き</p>	<p>179頁ないし182頁の標題の末尾4文字</p>
				15	<p>183頁2行目3文字目ないし4行目、5行目3文字目ないし8文字目、6行目3文字目ないし15文字目、7</p>	<p>2号 3号イ 7号柱書き</p>	なし

					行目 5 文字 目ないし 1 9 文字目, 8 行目 7 文 字目ないし 1 7 文字目 並びに 1 8 3 頁 1 1 行 目ないし 1 8 6 頁 2 1 行目 (欄外 の開示部分 を除く) 1 8 7 頁 3 行 目		
			1 6	1 8 8 頁 2 行目 3 文字 目ないし 3 行目, 4 行 目 3 文字目 ないし 1 0 文字目, 5 行目 3 文字 目ないし 1 4 文字目, 6 行目 5 文 字目ないし 1 9 文字 目, 7 行目 7 文字目な いし 1 5 文 字目並びに 1 8 8 頁 9 行目ないし 1 9 2 頁 (欄外を除 く)	2 号 3 号イ 7 号柱書き	なし	

7	福島労働局が作成した文書（その4）	193～197	なし	17	193頁ないし196頁「法条項」欄，「違反事項及び是正のための措置」欄，「指定期日」欄及び「受領年月日受領者職名受領者名」欄の内容部分	2号 3号イ 7号柱書き	なし
				18	197頁「措置の必要性」欄，「措置の内容」欄及び「受領年月日受領者職名受領者名」欄の内容部分	2号 3号イ 7号柱書き	なし
8	特定事業所が提出した文書	198～202	なし	19	「指摘のあった事項」欄，「是正年月日」欄及び「是正状況（どのように是正したか）」欄の内容部分，社印，労働局の受理日	3号イ 7号柱書き	なし

※ 対象文書には頁番号は付番されていないが，文書番号 1 ないし文書番号 8 の 1 枚目ないし 202 枚目に 1 頁ないし 202 頁と付番したものを「頁」として記載している。